

## 令和8年度京都府公立学校教職員採用時健康診断業務に係る一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和7年10月3日

京都府教育委員会  
教育長 前川 明範

### 1 入札に付する事項

#### (1) 業務の名称及び数量

令和8年度京都府公立学校教職員採用時健康診断業務 一式

#### (2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

#### (3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

#### (4) 履行場所

入札説明書及び仕様書のとおり

### 2 契約条項を示す場所等

#### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 京都府庁第3号館6階

京都府教育庁管理部教職員企画課

電話番号 (075) 414-5788

#### (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 原則として、令和7年10月3日（金）から令和7年10月16日（木）までの間に、京都府教育委員会ホームページからダウンロードすること。

イ 窓口交付を希望する場合は、令和7年10月3日（金）から令和7年10月16日（木）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、(1)に記載の場所へ問い合わせの上、入手すること。

### 3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

### 4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について申請書を提出し資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
- ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
  - イ 申請書の提出期間の属する年の4月1日（以下「審査基準日」という。）において直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
  - ウ 審査基準日の直前2営業年度において、健康診断業務の契約実績を有しない者又は当該契約を誠実に履行していない者
  - エ 申請書又は添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
  - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
    - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
    - (イ) 次のいずれかに該当する者
      - a 法人の役員等（法人の支店又は営業所を代表する者で役員以外のものを含む。）が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
      - b 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
      - c 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
      - d 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
      - e 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - カ 前記オに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
  - キ 京都府内に営業所等の設置をしていない者
  - ク 個人情報保護が適切に行われていると認められない者
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

## 5 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年10月29日（水）午前10時から

イ 場所

京都府庁第3号館6階 入札室

（京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町）

- (2) 入札の方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、規則第159条第2項に該当する場合は、免除する。

8 その他

- (1) 1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。